

第4次遠軽町行政改革大綱

令和3年3月

遠 軽 町

はじめに

国、地方を通じ、危機的な財政状況の中、「平成の大合併」により遠軽町が誕生してから15年が経過しました。

新遠軽町の発足を、ゼロからのスタートと位置づけ、新しい視点からの行政サービス全般を見直し、新たな町として行財政運営を確立するため、遠軽町行政改革推進委員会の答申を受けて策定した第1次、第2次及び第3次遠軽町行政改革大綱に基づき、職員の定員適正化や使用料・手数料の見直し、補助金・負担金等の見直し、公共施設の統廃合等に取り組んでまいりました。

平成29年2月に策定した遠軽町行政改革大綱による改革の取組みにつきましては、令和2年度をもって満了いたしますが、地方分権にふさわしい町民主体の魅力あるまちづくりの実現と、将来にわたる安定した行財政基盤を確立するため、引き続き行政改革に取り組んでいく必要があります。

そのため、遠軽町のさらなる発展に向け「第4次遠軽町行政改革大綱」を策定し、町民の皆様に行政を身近に感じていただけるように、これまでの取り組みを踏まえ、行政改革を推進してまいります。

令和3年3月

遠軽町長 佐々木 修 一

目次

1	これまでの取組	1
2	行政改革の必要性	2
3	取組期間	2
4	推進体制	2
5	進行管理	3
6	基本的な考え方	3
7	改革の基本方針及び重点項目	4

1 これまでの取組

本町では、第1次から第3次までの行政改革大綱において『持続可能な自治体運営の確立』を目標に位置づけ、4つの基本方針を柱とした取組みを進めることにより、町民、議会、行政が一体となった効率的かつ効果的な自治体運営を目指してきました。

また、第1次から第3次までの行政改革推進計画においては、重点項目及び主要取組を掲げ、取組事項について目標年度を設定し、目標達成に向けた取組みを進めてきました。

第1次遠軽町行政改革大綱

策定年度	平成18年3月
取組期間	平成17年度～平成21年度
目 標	『持続可能な自治体運営の確立』
基本方針	1 地域住民等と行政の協働の推進 2 時代に即した行政サービスの推進 3 効率的な行政運営体制の確立 4 健全な財政運営の確立

第2次遠軽町行政改革大綱

策定年度	平成23年7月
取組期間	平成23年度～平成27年度
目 標	『持続可能な自治体運営の確立』
基本方針	1 町民と行政の協働の推進 2 時代に即した行政サービスの推進 3 効率的な行政運営体制の確立 4 健全な財政運営の確立

第3次遠軽町行政改革大綱

策定年度	平成29年2月
取組期間	平成28年度～令和2年度
目 標	『持続可能な自治体運営の確立』
基本方針	1 連携と協働による行政の推進 2 町民ニーズに即した行政サービスの推進 3 効率的で効果的な行政運営体制の確立 4 健全な財政運営の確立

2 行政改革の必要性

これまで、遠軽町行政改革大綱及び遠軽町行政改革推進計画に基づき、退職者欠員補充の抑制並びに、使用料・手数料、補助金・負担金及び公共施設の見直しなど、15年間にわたり取り組みを進めてきましたが、広域・分散型の地域特性のため、合併によるスケールメリットが働かず、合理化が進展しない現状にありました。

このような中、合併市町村の優遇策である地方交付税の算定替えの終了に伴い地方交付税が減少し、地方交付税措置のある合併特例債の発行額も上限に達するとともに、急速に進行する人口減少・少子高齢化に伴う税収の減少や、社会保障費の増大に対応するためにも、安定した財政基盤の構築が必要です。

今後は、人口減少に伴い、公共施設等の利用需要が変化することが予測され、加えて、高度経済成長期に整備してきた公共施設等の老朽化も進んでいることから、将来的な財政状況も踏まえ、スクラップアンドビルドの視点に立ち、新たな建て替えや長寿命化対策、統廃合を推進するとともに、人員も最小限度にとどめ、事務の効率化を継続的に図るため、総合的かつ計画的に取り組まなくてはなりません。

3 取組期間

本大綱による取組期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 推進体制

(1) 組織体制

ア 遠軽町行政改革推進本部

行政改革を積極的に推進するため、庁内に町長を本部長とし部長級等の職員からなる「遠軽町行政改革推進本部」を設置し、行政改革推進についての具体的な内容の協議や行政改革全般の統括を行います。

イ 遠軽町行政改革推進委員会

本町の行政改革大綱の策定及び進捗状況、その他行政改革の推進に関する事項を調査審議する機関として「遠軽町行政改革推進委員会」を設置します。

(2) 遠軽町行政改革推進計画

行政改革を効果的に推進するため、本大綱に基づく具体的な重点項目、主要取組及び実施概要、目標年度等を明記した行政改革推進計画を策定します。

5 進行管理

行政改革を推進するに当たり、職員一人ひとりが本大綱の内容について共通認識を持つことにより、行政改革の取り組みを実行し、適正かつ効率的な進行管理に努めます。

また、行政改革に関する進捗状況などについては遠軽町行政改革推進委員会や町議会に報告するとともに、広報紙やホームページなどで広く町民に公表・周知します。

6 基本的な考え方

本町のまちづくりの基本理念は、平成27年3月に策定した『第2次遠軽町総合計画』において「ふるさと遠軽を誇りに思う強い絆で結ばれたまちづくりを目指す」と掲げており、また、その基本理念を踏まえ、豊かで活力あるふるさと実現のためのまちづくりの方向性を「森林と清流^{もりみず} つくる・つながる にぎわいのまち」としています。

平成28年度から令和2年度を取組期間とした前大綱では、行政改革の目標を「持続可能な自治体運営の確立」と位置付け、4つの基本方針に沿った効率的・効果的な自治体運営の推進を目指してきました。

本大綱による行政改革の基本的な考え方として、前大綱で定めた目標及び目標達成のための基本方針を勘案し、かつ、常に変革する社会経済情勢や地域の課題、町民ニーズ等に柔軟に対応することのできる自治体運営システムを構築するとともに、町民と行政が一体となり「強い絆で結ばれたまちづくり」意識をさらに高めることによって、第2次遠軽町総合計画に掲げる町がめざすべき理想像の実現を目指すこととします。

目 標

『持続可能な自治体運営の確立』

基本方針

- 1 連携と協働による行政の推進
- 2 町民ニーズに即した行政サービスの推進
- 3 効率的で効果的な行政運営体制の確立
- 4 健全な財政運営の確立

7 改革の基本方針及び重点項目

基本方針1 連携と協働による行政の推進

【重点項目】

(1) 町民との協働の推進

様々な地域の課題や多様なニーズに対して、町民と行政との連携・協働を進めることにより、それぞれのアイディアを最大限にいかしたまちづくりに努めます。

(2) 情報共有の推進

行政の情報を発信することにより、町民と行政との連携・協働を進める上での共通意識を醸成し、町政に対する公正の確保と透明性の向上を積極的に進めます。

(3) 連携による取り組みの推進

社会経済情勢の変革による行政課題や複雑・多様化する行政需要などに対応するため、関係団体との連携強化を図り、課題解決に向けた取り組みを推進します。

基本方針2 町民ニーズに即した行政サービスの推進

【重点項目】

(1) 町民サービスの向上

最小の経費で最大の効果を上げることを基本に、町民の要望や意見を幅広く集約し、より質の高い町民サービスを提供します。

また、行政手続等の簡素化と迅速化を図るとともに、利便性の向上と町民満足度を高める取り組みを推進します。

(2) 行政評価制度の充実

町民の視点に立った行政を推進するため、行政評価によりその目的と効果を明らかにし、目標を設定した上で取り組みます。

(3) 民間活力の導入

広範にわたる事務事業を効果的に推進していくため、経費の削減や町民サービスの向上が図られるものについては、指定管理者制度の活用や民間委託等の民間活力の導入に努めます。

(4) 行政情報化の推進

高度化し続ける情報・通信技術に対応できるよう、通信環境の整備や情報保護対策に努め情報化を推進します。

基本方針3 効率的で効果的な行政運営体制の確立

【重点項目】

(1) 効率的で効果的な組織体制の形成

町民ニーズに答えるためには迅速な対応とスピーディーな意思決定が重要です。そのため、職員の責任と権限を明確にし、高度化・複雑化する社会情勢に対して効率的かつ効果的に処理することが必要なことから、機構改革を推進します。

(2) 定員管理及び給与の適正化等

定員管理については、将来の厳しい財政状況を見据え、計画的に職員数の管理をします。

給与については、業務の性格や内容を踏まえつつ、原則として国家公務員の給与制度に準拠して運用します。

(3) 人材育成の推進

常に町民の目線に立ち、町民に分かりやすい行政運営を行うことができる資質の高い人材の育成に努めることが重要であり、職員一人ひとりの意識改革を促します。

(4) 事務事業の見直し

限りある財源と人材で効果的な行政運営を行えるよう、PDCAサイクルの徹底により常に各種事業を管理し、事務事業の見直しに努めます。

(5) 公共施設の有効活用及び統廃合の推進

行政面積が広域で、集落が分散化している本町においては、町内各地域に同種・同機能を持った公共施設がありますが、経年による公共施設の老朽化は確実に進行し更新時期が到来しつつあります。しかし、厳しい財政状況を鑑みると、現在の公共施設の全てを更新し続けることは困難な状況です。

このため「遠軽町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の機能に応じた数の適正化を図り、施設管理コストの縮減に努めます。

基本方針4 健全な財政運営の確立

【重点項目】

(1) 財政の健全化

限られた財源の中で最大限の公共サービスを提供できるよう、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行います。

(2) 経費の節減・収入の確保

経費の節減については、コスト意識の醸成を図り、引き続き行政コストの節減に努めます。

また、町税等の徴収率向上や滞納対策の強化、ふるさと納税及び広告料収入等の推進により収入の確保に努めるとともに、使用料・手数料についても、受益者負担の適正化を図りながら自主財源の確保に努めます。

(3) 補助金等の整理合理化

団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について点検・検証を行います。

(4) 公共工事のコスト縮減と情報公開

公共工事については、地域の実情等も勘案しつつ、コスト縮減に努めます。

また、公共工事の入札・契約については情報の公開などを行うことにより公正の確保と透明性の向上を図ります。